



平成29年度



赤い羽根共同募金配分金助成事業募集のお知らせ

平成28年度に市民の皆さま方からいただきました赤い羽根共同募金の一部を、地域福祉活動の推進を図るため、対馬市内でボランティア活動等を行っているボランティアグループ・NPO法人・自治会等の事業に対し助成いたします。

■助成額等■

1 団体 30 万円以内 (かつ1 事業に対する助成額は総事業費の4分の3以内で10万円を限度とします。)

尚、希望団体が予定数を上回る場合は1 団体あたりの助成額を下げる場合があります。

※申請額が5 万円未満の場合、自主財源は不要。

また、同一事業の申請は過去申請分も含め3 年まで申請可能とします。(別事業での申請可)

■助成金の申請■

(申請期間) 平成29年5月1日(月)～平成29年6月16日(金) (必着)

(提出書類) 対馬市社協本所・各支所に申請書を準備いたしておりますのでお取り寄せください。

* 申請書は本会ホームページからダウンロード可能です。

■審査選考■ 本会選考委員会で審査選考を行い、直接申請者へ通知いたします。

(決定通知) 平成29年6月下旬予定

《助成対象》

本事業の対象は、対馬市内で福祉または福祉に関連する保健、医療、教育等の分野において活動するボランティアグループ、NPO 法人、自治会、団体等とします。

《助成対象とする事業》

平成30年3月31日までに実施完了する以下の事業

- ・ 児童、障害者、高齢者等への福祉サービス・支援活動事業
- ・ サービス提供、支援活動に必要な研修、PR 活動
- ・ その他、特に必要と認められる事業

《助成対象としない事業》

- ・ 介護保険サービス事業
- ・ 障害福祉サービス事業
- ・ 事務処理用の事務機器、通信機器の整備事業
- ・ 他の助成金と重複する事業

《助成対象としない費用》

人件費に類するもの

視察旅費

事務所となる家屋、部屋の借上料(但し、家屋、部屋が直接サービスの提供場所となる場合は助成の対象とする)

建物の増改築等の施設整備費

その他、当該団体の通常の実業運営費



問合せ先 対馬市社会福祉協議会 地域福祉班 ☎0920-58-1432

厳原支所 ☎52-1169 峰支所 ☎83-0294 上対馬支所 ☎86-3841

美津島支所 ☎54-2429 上県支所 ☎84-2168

ホームページ <http://tsushima-city-shakyo.jp/>